

議員による決闘と議会政治

—フランス第三共和政前期（1870-1914年）における事例から—

谷口良生

要旨 議会主義の「黄金期」とされる第三共和政前期（1870-1914年）は、「雄弁さ」がものをいう時代であった。しかし一方で、この時期にはとくに政治家やジャーナリストによる決闘が盛んでもあった。本稿は、この一見矛盾するかにみえる議員による決闘が当時の議会政治の特質を浮かびあがらせるのではないかという関心から、さらなる研究のために、第三共和政前期における議員による決闘の基礎的事項や事例を収集・紹介することを目的とする。そのうえで、議員による決闘が当時の議会政治を分析する有効な視角になりえるかを考える。

第1章では、当時の決闘が誰によってどのように行われたかを概観した。第三共和政前期の決闘のひとつの大きな特徴として、政治家やジャーナリストによる決闘が絶対数として多かったこと、そして決闘が議会政治にまつわる理由から生じていることが多いことが確認される。

第2章では、下院での決闘廃止法案をめぐる議論から、当時の議員たちが決闘をどのようにみていたのかを明らかにした。一部の議員は、決闘を「野蛮」として「文明」に對置していたが、そうした声は下院では大きな関心を集めなかった。そもそも決闘を廃止するには社会におけるそれへのまなざしが変わる必要があり、議会には何もできないという諦観がそこにはみられたのである。

第3章では、ジョルジュ・クレマンソーによる決闘を事例に、当時の議員による決闘がどのようなものであったかを描いた。そこからは、議員による決闘が議会政治と不可分に結びついている姿が浮かびあがってくる。本稿で明らかにした議員による決闘は、まさにそれを議会政治から地続きのものとしてとらえられることを示しているだろう。

キーワード：近代フランス史、フランス第三共和政、議会政治、決闘

はじめに

歴史上、人間社会ではさまざまな合意がなされてきた。そもそも、人間社会それ自体、多様な局面における「合意」形成の末に成り立っているとさえいえるだろう。こうした「合意」と

その形成について、本特集「合意の形成と展開に関する世界史的探究」ではさまざまな時代・地域を対象とするが、本稿は、フランス第三共和政期（1870-1914年）を舞台に議会と決闘という二つに焦点をあてたい。

現代議会の祖である近代議会が「合意」形成の場であることに異論はないだろう。事実、ここでは有権者の政治的意思を代弁する議員たちによって議論がなされ、その結果が国家運営へとつながっていく。一方、決闘と「合意」という点については説明が必要であろう。詳細は後述するが、ヨーロッパにおいては古くから、侮辱などで傷つけられた名誉を回復するために決闘が行われてきた。名誉を汚された者が名誉を汚したものに（あるいは双方が互いに名誉の毀損を主張することもある）決闘を挑み、決められた条件のもと立ち会った末に名誉を回復してきた。つまり、決闘もまた、決闘者とその周囲（決闘に立ち会った立会人や観衆のみならず、その結果を報じる新聞を読んだ者まで）において、汚された名誉をめぐって、現代のわれわれからすれば特異なかたちで「合意」を形成するものであったといえる。

議会と決闘というこの「合意」にまつわる二つの対象は、一見相まみえないようにみえるかもしれない。というのも、議会とは言論の府であり、片や武力で名誉を回復しようとする決闘とは両極に位置するとさえいえるからである。しかし、この二つが近接する時代があった。そのひとつが本稿の舞台となるフランス第三共和政前期（1870-1914年）である。

周知のとおり、第三共和政は普仏戦争での敗北から成立した政体である（1870年9月）。名称としては共和政であるが、1870年代末までは政体をめぐって王党派と共和派が鎬を削る時代が続く。そうしたなか、1875年にいわゆる「第三共和政憲法」（単一の憲法ではなく三つの憲法的法律の総称）が成立する。それでも党派対立は続き、1877年には王党派大統領パトリス・ドゥ・マクマオンが共和派多数の下院を解散する（「5月16日の政変^{クーデタ}」）。しかし、下院解散総選挙の結果、共和派は変わらず多数を占めることに成功し、同年年末に共和派が大統領・上下院という全権を掌握することで、「共和主義者たちの共和国」として歩みをはじめていく⁽¹⁾。

これが第三共和政の成立過程であるが、すでに言及した「5月16日の政変」が第三共和政を議会主義的な政体とするきっかけとなる。つまり、この「政変」が起こったために、ドゥ・マクマオンの跡を襲った共和派大統領ジュール・グレヴィは大統領による議会解散権を放棄したのである。「憲法」上は変わらず大統領による議会解散権が明記されたままではあるが、事実、以降60年余り続く第三共和政において、上下院が解散されることはない。こうして第三共和政は議会主義的な性格をきわめて強くもつ政体となり、それを象徴する「議会共和政」の名が同時代・後代の歴史家によって与えられてきた。近現代フランス議会史の通史においても、この時期は議会主義の「黄金期」とされる⁽²⁾。

さて、議会主義の「黄金期」とされる第三共和政前期は、「雄弁さ」がものをいう時代でもあった⁽³⁾。しかし一方で、決闘に関する諸研究は、近代フランスにおいてもっとも決闘が盛んであつ

た時代として第三共和政前期をあげる⁽⁴⁾。この時期には、とりわけ政治家やジャーナリストによって決闘が頻繁に行われていた。その背景のひとつには、第三共和政のいわゆる「共和主義的政策」の一環である「言論の自由」の保障（1881年）によって、名誉棄損が増加したことをあげることができる。そして、現在のような組織だった近代的政党が未発達であった当時、議員たちの多くは、自らと有権者をつなぐために、精力的にジャーナリズム活動に従事していた⁽⁵⁾。このように政界と新聞がきわめて近いがゆえに、議会と決闘が近接することになったのである。本稿のひとつの目的は、議員による決闘が当時の議会政治を分析する有効な視角となりえるかを検討することにおかれる。

ではここで、決闘に関する研究史を概観しよう。しかし、近代フランスにおける決闘は、これまでほとんど専門的な研究の対象となつてこなかった。近代ヨーロッパにおける決闘は、ドイツ（学生決闘など）と結びつけて語られることが多い⁽⁶⁾。事実、近代フランスを対象とした決闘研究は、本国フランスでも多くない⁽⁷⁾。これらの数少ない研究においては、しばしば事例として議員による決闘があつかわれることもある。新聞などでも大きく報道されやすく、史料に残ることが多いためであろう。しかし、これらの研究は決闘一般を対象としているために、議員による決闘にそれ自体の意味を強く見出すことはなく、それ以外のものと同様に分析の一事例とする。要するに、議員による決闘は、いまだそれ特有の本格的な分析対象とされてこなかったのである。なお、ここでは決闘に関する研究史を整理したが、議会史研究において決闘があつかわれることはこれまでほぼなかったといってよく、一部著名な政治家の伝記などでふれられるのみである⁽⁸⁾。

こうした状況をうけて、本稿は、さらなる研究のために、第三共和政前期における議員による決闘の基礎的事項や事例を収集・整理することを目的とする。本稿の構成は、以下のとおりである。まず第1章では、近代フランスにおける決闘という文化について概観する。そのうえで第2章では、第三共和政前期の下院において、議員たちが決闘をどのようにみていたのか、決闘を制限・禁止しようとする法案の審議過程を検討する。そして第3章では、当時議員による決闘がどのように行われていたのかを、ジョルジュ・クレマンソーによるそれに焦点をあてて紹介したい。本稿で用いた史料としてまず言及しなければならないのは、1891年に刊行された『決闘年鑑 *Annuaire du duel*』である。詳細は後述するが、この著作は1880年代の10年間に起こった決闘（決闘未遂を含む）の事例を簡潔に整理したものである。ただし、この史料に記される情報はごく簡単なものであるため、本稿では、これを導き手に多くの新聞史料を参照して決闘の事例を再現している。『決闘年鑑』それ自体も新聞から情報をえていたように、新聞史料は当時の決闘について知る最適な史料である。これを主史料として、第2章では、下院の議事録および議会文書も参照した。

第1章 近代フランスと決闘

本章では、近代フランスにおける決闘について、その基本的な事項を整理したうえで、『決闘年鑑』をもとに、第三共和政前期の決闘がどのようなものであったかを素描する。

第1節 決闘とは何か

すでに述べたとおり、決闘とは、傷つけられた名誉を回復するための実践である⁽⁹⁾。つまり、名誉を傷つけられた（と判断した）者が、名誉を傷つけた（と判断される）者に対して立会を申し込み、決闘を通じて名誉を回復するのである。

決闘を理解するには、それが喧嘩や殺人といった暴力とどのように区別されるのかを知る必要がある。その場で突発的に生じることの多い喧嘩や、被害者が予期せぬかたちで生命を奪われる殺人とは異なり、決闘は、双方の合意のうえで決められた様式（ルール）にのっとって行われる。もちろん、ときの権力関係などによって決闘を断れない状況もありえるため、この「合意のうえで」というのは「建前上」を含意しうが、ひとまずはこのように違いを説明することができるだろう。

では、実際に決闘はどのような手はずをふんで行われたのであろうか。ここでは本稿が対象とする近代フランスを念頭において簡潔に説明したい。すでに述べたように、決闘の一連の手続きは、名誉を傷つけられた者が名誉を傷つけた者に決闘（立会）を申し込むことから始まる。しかし、これも上述したとおり、決闘は決められたルールのもとで行われるものである。それを決めるために、双方が立会人 *témoïn* を立て、立会人同士の協議によって、立会の日時や場所、条件などが決定される。そして、それにしたがって実際に立会が行われることになるのである。決闘で使用される武器は、剣やサーベル、ピストルなどが主流であった。このうちピストルによる決闘が、後述するとおり、近代の決闘を特徴づけるひとつの要素であった（ただし、これは必ずしも近代における決闘がもっぱらピストルで行われていたことを意味しない）。

このように、決闘とは、「名誉」をめぐる行われるものである。本稿の問題関心に照らせば、一義的には、たとえば何らかの政治的利害の対立を直接的な発端としたり、その解決のためになされたりするものではない。つまり、「名誉」をめぐる決闘と議会政治での争いは、そもそも原理的には別の次元に属するものである。しかし、この二つの次元は決して交わることはないであろうか。以下、本稿では、第三共和政前期における議員による決闘の事例を詳細に紹介していくが、それを通じてこの点について考えることが本稿のひとつの目的である。

第2節 近代フランスにおける決闘

ではここで、決闘の歴史をごく簡潔に述べておきたい。ただし、本稿の論旨との関係から、中世から近世にかけてのそれにはさほど紙幅を割かず、近代における決闘に重点をおきたい⁽¹⁰⁾。

アンシャン・レジーム期、決闘は貴族を中心に行われる慣習であった。一般に王政は、権力を集中させる過程で、貴族たちが自分自身で問題を解決しようとする決闘を禁じたいと考え、しばしばその旨の王令を発布している。また、決闘の批判者として重要な位置を占めるのがカトリック教会であった。教会は伝統的に決闘をカトリックで禁じられる自殺に等しいものとみなしていたために、これに反対していた。そのため、決闘で死亡した者の死後ミサや教会墓地への埋葬を拒否する姿勢をみせていた。しかし、こうした反対にもかかわらず、決闘はアンシャン・レジーム期を通じて広く行われていた。王令は、一時は効力をもつこともあったが、基本的には遵守されなかった。また、上述した教会の姿勢も、現地の聖職者にまでは貫徹されておらず、彼らは決闘で亡くなった者もほかの者と同等にあつかっていたし、そもそも決闘ではその場で死者が出る可能性もあったため、立ち会う聖職者も多かったとされる。このように、決闘は、時期によって盛衰の多寡はあるものの、基本的には廃れることなく、時代は近代へと突入していく。

さて、フランス革命からナポレオン期にかけては、アンシャン・レジームとの決別が図られたこともあり、決闘を悪しき慣習とする見方も存在したが、結局、決闘に関する法律は整備されなかった。ナポレオン期に成立する刑法典においても、決闘に関しては何の言及もなされていない。

近代において決闘の取り締まりと大きく関係するのは、決闘を訴追した1837年の破棄院の判例である⁽¹¹⁾。これまで訴追されることのなかった決闘を、破棄院が刑法などの枠内で犯罪行為とみなしたのである。しかし、当時からこの判例には多くの批判があり、実際には司法が決闘を裁かないことが依然として多く、実効性については疑問が残るものであった。それゆえに、第2章であつかう第三共和政前期の議会では、こうした判例ではなく、決闘に関する特別法が要求されることになる。このように、近代に入っても決闘はなお続けられていった。

ただし、それはアンシャン・レジーム期の決闘の単なる継続ではなかった。すでに述べたとおり、アンシャン・レジーム期の決闘の担い手は貴族が中心であった。しかし、近代に入ると、その中心がブルジョワジーや民衆へと移っていく（この傾向は近世の後半から末にかけて少しずつみられるようになる）。こうした変化の背景として、決闘にピストルが用いられるようになったことがしばしば指摘される。それまでの決闘では剣が主な武器であったが、剣で人を殺傷するには一定の技術（剣術）を必要とする。それに対して、ピストルは特別な技術を要さない。もちろん、ピストルも素人では簡単にあつかえないが、当たるか当たらないかはさておき、

引き金を引くだけで人を殺傷できる可能性がある⁽¹²⁾。こうして、近代においてはブルジョワジーを中心に決闘が広がっていく。かつては旧体制の残滓と理解されていた近代の決闘が、近年では近代特有の現象としてとらえられている所以である⁽¹³⁾。

こうした決闘の歴史において、本稿が対象とする第三共和政前期はどのように位置づけられるのだろうか。前述のとおり、第三共和政前期には、「言論の自由」が保障されたことで言論空間がきわめて巨大化していく。それにともなって「名誉」を棄損することが非常に多くなり、結果、決闘が盛んに行われるようになる。しかし、それは決闘の最後の輝きでもあった。決闘がいつ、どのようにして終わったのかをはっきりと断定することはむずかしく、一般に、何らかの措置によって禁止されていったのではなく、慣習として衰退していったと理解される。歴史家のジャン＝ノエル・ジャンネは、決闘が衰退していく契機として第一次世界大戦をあげる⁽¹⁴⁾。実際にはそれ以降も決闘はしばしば行われてはいる。たとえば、第四共和政から第五共和政にかけて、マルセイユ市長・国会議員として著名なガストン・ドゥフェールは、1947年3月29日に国民議会議員のポール・バステードと、1967年4月20日には国民議会議員であるルネ・リビエールとそれぞれ決闘をしている。ジャーナリストのマルタン・モネステイエは、この二つの決闘を第四共和政最後の決闘と第五共和政最初の決闘とみなし、ドゥフェールにインタビューを行っている⁽¹⁵⁾。しかし、先に述べたとおり、これはいわば例外とすべきであり、第一次世界大戦以降、社会における決闘へのまなざしは否定的なものへと変化していき、決闘は自然と衰退していくこととなった。では、第三共和政期の決闘は誰がどの程度行っていたのだろうか。

第3節 第三共和政前期における決闘——1880年代の事例から——

本節では、『決闘年鑑』をもとに、第三共和政前期における決闘を素描してみたい。すでに述べたとおり、この史料は1880年代の10年間のみを対象としているために、それをもって第三共和政前期全体を代表させるには慎重でなくてはならない。しかし、この史料は続編が作成されておらず、ほかの時期の決闘の全体像を描くには、膨大な史料を検討しなければならない。こうした史料上の制約に留保をつけつつ、ここでは1880年代の事例から全体像をつかんでみたい。

まずは史料である『決闘年鑑』について紹介しなければならないだろう⁽¹⁶⁾。本書は著述家であったエドゥアール・デュジャルダンによって1891年に刊行されたものである。決闘が名誉とかかわる実践であるために、本書の前書きには「同時代人の名誉を示す資料」と言及されている。すでに述べたように、本書は1880年から1889年、すなわち1880年代の10年間を対象とし、597の決闘の事例が記録されている。ただし、厳密には、決闘へといたりそうであったが最終的に立会が行われなかったものも多く含まれている。前書きによれば、本書は

基本的にパリで刊行される新聞からえた情報を収集して作成されている。それぞれの決闘について何らかの価値判断を下すことはなく、日付、決闘者、立会人、武器、場所、理由、結末などを整理した記録の体裁をとっている。ただし、ここに列挙した項目は、すべての事例に共通しているわけではなく、情報の多寡に大きな差がある。また、著者自身も認めるように、上記した方法で情報を収集しているため、記録されていない決闘も多いと推察される。当初は継続して刊行する予定であったようで、次号は1871年から1879年を対象とするつもりであったが、続編が編まれることはなかった。このように、本書を史料としてみた場合、いくつかの問題も含まれてはいる。しかし、当時の決闘が誰によってどのように行われたか、基本情報を抽出することは可能であり、また貴重な導き手ともなるだろう。

では、本書に記録されている597の事例から、1880年代の決闘の全体像を素描してみよう。上記した項目のうち、ある程度どの事例にも共通して記されている決闘者、立会人、決闘の背景を中心に、以下整理したい。

まずは決闘者についてである。全体を一瞥しただけでも、ジャーナリストが決闘者である事例がきわめて多いことがわかる。事例数が597であるため、重複を考慮せずに単純に決闘者が倍の1194人（厳密には、複雑な展開を経て決闘者が3名以上いる事例もあるが、きわめてまれ）いるとすると、記録された肩書からジャーナリストと判断される決闘者はそのうち437名（約36.6%）にのぼる。実際には、肩書が不明な者のなかにもジャーナリストが存在する可能性はあるため、もう少し多い可能性がある。同様に、肩書から議員（国会・地方議会双方を含む）とされる決闘者は117名（約9.8%）を数えている。ただし、議員に関しては、おそらくジャーナリスト以上に、肩書が不明とされている者、あるいは議員とされていない者のなかにも含まれている可能性が高いと思われる。ジャーナリストのみの肩書の者のなかに、氏名から議員だと思われる人物が複数確認できるためである。そのため、この議員の割合も、実際にはもっと多かったとみた方がよいだろう。なお、この両者のなかには重複者が存在する。

このように、『決闘年鑑』であつかわれている決闘のおよそ半数は、ジャーナリストや議員によるものであることがわかる。しかし、本書の作成のあり方を考慮すれば、彼らによる決闘は過剰に代表されているとみるべきであろう。ただそれでも、本稿の関心に照らせば、絶対数として政治家やジャーナリストによる決闘が当時多かったことは確認できる。この点は、先行研究による指摘とも、また後述する当時の認識とも一致するところである。

次に、立会人について概観してみよう。立会人はその性格からして、決闘者に近い人物が選ばれることが多いと考えられる。『決闘年鑑』においては、決闘者と異なり、立会人にはほとんど肩書が記されていないが、氏名から判断するに、政治家やジャーナリストが立会人になっている事例も多く確認できる。そもそも、立会人は決闘者との重複も多い。

それでは、こうした決闘はどのような背景から生じているのだろうか。この点については記

録の欠損も多く、また事例によってさまざまであるため、全体像を理解することはむずかしい。しかし、本稿にとって重要となるのは、名誉の問題と絡むものとして、政治的な理由が多く確認される点である（第3章の諸事例からも明らかになる）。すなわち、議会での議論などの活動において名誉が汚れたとして決闘にいたることがしばしばみられるのである⁽¹⁷⁾。とくに、政治家やジャーナリストの場合、その活動の性格からして、狭義の政治と名誉が接近しやすかったのだらうと思われる。これに関連して、しばしば選挙戦の時期に議員による決闘が行われていることも指摘しておきたい⁽¹⁸⁾。選挙における舌戦が場合によっては決闘につながりうることを示唆するものであるといえよう。

以上、『決闘年鑑』をもとに、1880年代の決闘の全体像を本稿の問題関心にひきつけながら整理してきた。ここからは、少なくとも研究として着目することを可能にするだけの政治家・ジャーナリスト（ジャーナリストでのちの政治家も含む）による決闘があったこと、そして、決闘の背景に政治的なものを多く確認できることが明らかとなる。これらの点は、後述する諸事例からもより明瞭に浮かびあがるだろう。

第2章 決闘廃止法案をめぐる議論 ——議員たちは決闘をどのようにみていたか——

本章では、第三共和政前期において国会に提出された、決闘廃止法案（決闘を何らかのかたちで取り締まることを目的とする法案）をめぐる議論を通じて、議員たちが決闘をどのようにみていたか、あるいはそれにあまり関心を寄せていなかったのかを検討する⁽¹⁹⁾。なお、本章の検討対象は、当時の議員による決闘の多くが下院議員によるものであったことをふまえて、下院に提出された諸法案に限定する。上院でもいくつか同種の法案が提出されているが、その検討については他日を期したい。

第1節 決闘廃止法案の概略

旧体制期から決闘が慣習として続けられてきた近代フランスにおいては決闘廃止法案がしばしば国会に提出されてきた。フランソワ・ギエによれば、1819年から1922年にかけて、国会（二院制の場合は両院を含む）で16の法案が提出され、約30回の審議が行われたという⁽²⁰⁾。しかし、すでに確認した決闘の終焉のあり方にかんがみれば、近代フランスにおけるこうした議会での議論はすべて直接的には実を結ばなかったことがわかる。それでは、第三共和政前期にはどのような法案が提出されたのだろうか。

第三共和政前期の下院に提出された決闘廃止法案の展開を示したのが表①である⁽²¹⁾。全部で七つの法案が提出されており、上述のギエによる指摘と照合すれば、近代フランス全体における決闘廃止法案のおよそ半分が第三共和政前期の下院に提出されたことになる。第三共和政

期において決闘の廃止が議論の俎上にのぼったのは、1888年2月21日の下院本会議で行われた予算審議の最中に、シャルル＝エミール・フレベルがその必要性を主張したことを嚆矢とする⁽²²⁾。しかし、後の諸法案が述べるところでは、その大きな契機は、1888年7月13日に行われた当時の首相シャルル・フロケと元陸軍大臣ジョルジュ・ブーランジェによる決闘で

表① 決闘廃止法案の概略

| | |
|------------|---|
| 1888.2.21 | 予算審議の最中にシャルル＝エミール・フレベルが決闘の取り締まりの必要性を主張 |
| 1888.7.13 | 首相シャルル・フロケと元陸軍大臣ジョルジュ・ブーランジェによる決闘 フレベル法案の提出 |
| 1888.7.16 | ⇒第24議員発議法案検討委員会報告の提出(1888.11.22) ・基本的に反対の論調 ⇨ 一部の条項(決闘ではなく関係者による仲裁)のみに賛成/審議継続を結論 ⇨廃案 |
| 1889.12.3 | ギュスターヴ・クリュズレ法案の提出 ⇒第1議員発議法案検討委員会報告の提出(1890.2.27) ・反対の論調 ⇒ 審議継続なしを結論 |
| 1892.6.27 | クリュズレ法案の(再)提出 ⇒審議継続に関する審議 ⇒ 審議継続の可決(1892.7.2) ⇨廃案 |
| 1895.3.14 | ジュール・ルミール法案の提出 ⇒第12議員発議法案検討委員会報告の提出(1895.4.8) ・反対の論調 ⇒ 審議継続なしを結論 ⇒廃案 |
| 1901.1.10 | ジャン＝フェルナン・ゴトレ法案の提出 ⇨委員会報告提出されず ⇒廃案 |
| 1906.11.5 | ルミール法案の提出 ⇒第2議員発議法案検討委員会報告の提出(1906.11.30) ・賛成の論調 ⇒ 審議継続を結論 ⇒審議継続に関する審議 ⇒ 審議継続の可決(1907.1.28) ⇨廃案 |
| 1910.12.15 | ルミール法案の提出 ⇨委員会報告提出されず ⇒廃案 |

あった⁽²³⁾。当時の政界の中心をなす二人による決闘はブーランジェが生命にかかわる重症(最終的には一命をとりとめる)を負って幕を下ろすが、それが問題視されたのか、以降、それまでの静けさとは対照的に、表に示されるように、定期的に決闘廃止法案が下院の議事に浮上ることになる。しかし、これらの法案は、しばしば委員会や本会議で好意的な反応はみられるとしても、ひとつとして第1読会に到達しなかった。下院は決闘に対して少なくとも大きな関心を示すことはなかったといえる。

では、これらの決闘廃止法案がどのような内容を含むものであったかを概観しておきたい。ただし、いずれの法案も、条項に先立つ趣意書に違いはあれど、条項に関しては基本的にほぼ同一の内容であった。そのため、ここでは例として、1888年に提出されたフレベル法案の条項を示しておく(表②)。ここから確認されるように、決闘廃止法案の主眼は、決闘それ自体を明確に犯罪行為(軽罪)とみなし、その刑罰の内容や適用範囲、あるいは当事者間の損害賠償を定めることにおかれていた。1901年に提出されたジャン＝フェルナン・ゴトレ法案のみ、新聞による決闘に関する報道を制限することを直接の目的としていたが、フレベル法案(第10条)にもあるように、それ以外の法案でも同様の条項はしばしばみられた。決闘に関する特別法が制定されていない当時、決闘の取り締まりは、上述した破棄院の判例のように、司法の判断にかかっていた。そして、決闘廃止法案の提出者たちからすれば、司法が決闘を裁こう

表② フレペル法案の条項 (全 10 条)

| | |
|--------|--|
| 第 1 条 | 決闘の申し出とその受諾は軽罪となり、禁固 2 か月から 6 か月の有罪となる。 |
| 第 2 条 | 同様の刑罰は、立会人として決闘に立ち会うことを引き受けた人物にも適用される。 |
| 第 3 条 | 直接に第三者を決闘にそのかした者、あるいはその第三者がほかの人物に決闘を申し出なかった、ないし申し出をうけなかったことを理由に、公の場で彼を非難したり、軽蔑したり、からかったりした者は、禁固 6 日から 1 か月と罰金 16 フランから 200 フランの有罪となる。 |
| 第 4 条 | 決闘は、仮に死や負傷で終わらなかったとしても、禁固 6 か月の有罪となる。 |
| 第 5 条 | 決闘で相手を傷つけた者は、傷の重さに応じて禁固 2 年から 3 年の有罪となり、それとは別に負傷者やその尊属ないし卑属に損害賠償がなされる。 |
| 第 6 条 | 決闘で相手を殺した者は、拘禁 6 年から 12 年の有罪となり、それとは別に寡婦やその尊属ないし卑属に損害賠償がなされる。 |
| 第 7 条 | 卑劣さや不実な行為で決闘で相手を傷つけたり殺したりした者は、刑法第 2 部第 1 および第 2 セクションにて殺人、傷害、故意の一撃について規定された普通法の刑罰に値する。 |
| 第 8 条 | 上述のすべての場合において、共犯に関する諸規定は、刑法典第 59 条以下にしたがって決闘の立会人に適用される。 |
| 第 9 条 | 決闘の申し出のきっかけとなる侮辱、ののしり、あるいは名誉への攻撃は、関係者による仲裁に委ねられる。仲裁は 5 名で行われ、各陣営から 2 名ずつ選ばれ、その 4 名が選出した 5 人目が議長を務める。仲裁の判決は最終的なもので、控訴はされない。その判決は、仲裁に至った行為に言及していたすべての新聞の機関によって再掲される。その掲載の拒否は、罰金 500 から 1000 フランの有罪となる。 |
| 第 10 条 | 新聞による決闘のあらゆる報告は、禁固 6 日から 3 か月、罰金 16 から 500 フランの有罪となる。 |

出典：JO, *Doc., Cha.*, session ordinaire de 1888, pp. 1003-1004.

としていないのである（そして実際、裁かれることはほとんどない）。それゆえに彼らは、司法の判断によらない決闘それ自体を規制する法の制定を望んでいたのである。

第 2 節 決闘廃止法案をめぐる議会での議論

前節で概観した決闘廃止法案をめぐる、下院ではどのような議論が交わされたのであろうか。

まずは、決闘を廃止しようとする議員たちの声に耳を傾けてみよう。彼らは決闘を「野蛮さ」を示すものと位置づけ、「文明（化）」に対置していた。たとえば、1888 年に提出されたフレペル法案では次のようにある。「他国に比べてフランスを道徳的劣位の状態におきたいのであれば、こうした物事の状態〔決闘が続けられていること〕をこれ以上長引かせるわけにはいかない。〔…〕実際、今やまさに、野蛮さの残滓で粗野な習俗への後退、個人による暴力への喚起で社会秩序に対する混乱、良識と道徳そして公の良心に対する侮辱でキリスト教文明に対する反逆、それら以外の何物でもない不合理な慣習を効果的に取り締まることを新しい法に求めるときが来ているのである」⁽²⁴⁾。また、1889 年から二度提出されたクリュズレ法案の趣意書（1889 年）にも以下の文言が記されていた。「人民と人権、すなわち理性と道徳の娘である共和国フランスが、忌まわしく、また嘲笑すべき実践を許容し続けることは認められない。〔フランス革命〕100 周年を言祝いだフランス、すなわち万国博覧会のように大きな文明化の努力の光景を世界に示したばかりのフランスが、その文明化の歩みを止め、野蛮に帰ろうとしているとあまねく宣言することはできない」⁽²⁵⁾。こうした言からは、近代社会の原理であるとら

えられていた「合理性」や「文明」に対して、それにふさわしくない「野蛮」なもの、あるいは旧体制の残滓として決闘がとらえられていることがわかる。また、後述のとおり、フレベルが保守派、クリュズレが社会主義派の議員であるため、この二つの例からは、左右双方からそれぞれの政治姿勢にある程度適したかたちで決闘が批判されている点もうかがえる。

さらには、本稿の目的に照らして重要な点として、とりわけ議員が決闘の中心的主体となっていることを憂慮するような姿勢もしばしばみられた。上述したクリュズレ法案では次のように述べられている。「法的にみて、決闘は率直に法がふみにじられていることを示している。というのも、決闘は、あらゆるとき、あらゆる人びとにとってそれを禁じてきた法を無視して行われるからである。〔…〕昨年〔1888年〕、法を無視して、警察の庇護のもと、二人の大臣〔首相フロケと元陸軍大臣ブーランジュ〕によるがちがちとした悲しい光景が繰り広げられた〔…〕。〔…〕法を遵守させるべき者が人びとにその違反の見本を示して、どうして法を遵守させられようか。〔…〕議会の暗黙の合意によって、法は破られ、そしてもみ消されているのである」⁽²⁶⁾。ここには、議員による決闘が多いという認識が当時にもあったことがうかがえ、法を尊重する立場にあるはずの議員が法を破っているという状況認識が示されている。

第三共和政前期の一部の議員はこうした認識から決闘廃止法案を下院に提出していたが、すでにみたとおり、下院では決闘に大きな関心が払われていたとはいいがたかった。それはなぜだろうか。決闘廃止法案に否定的な立場の言説としてよくあらわれていたものが、現行法で十分であるという理解であった。クリュズレ法案に対して否定的な論調であった第1議員発議法案検討委員会報告（1890年）には次のようにある。「幸いにもまれではあるが、決闘が悲運なもので終わる、あるいは率直に深刻であった場合、司法当局は訴追するのに十分な手段をもっている」⁽²⁷⁾。こうした認識はほかの報告にもあらわれている⁽²⁸⁾。すでに述べたように、決闘廃止法案の提出者たちが、その法が司法によって適切に執行されていない状況を問題視していたことにかんがみれば、現行法で十分とするこうした認識は、法案提出者たちのそれと平行線を描いているようにみえる。ただ、決闘廃止反対派は、こうした水掛け論をしたいわけでは当然なかった。同じ報告では次のようにも吐露される。「変わるべきは公の精神である。クリュズレ氏が提案する法は、こうした場合、取り締まりのより効率的な保障とはならないだろう。〔…〕決闘とは、きわめて軽症となった病であり、特別な立法ではなく、一般の無関心のもとでいずれなくなるものなのである」⁽²⁹⁾。つまり、社会において決闘が禁じられるべきものとみなされることこそが問題解決の方策であり、そうならば現行法において適切に対処がなされることになるというのである。そうであれば、法を制定する議会にできることはなく、議員たちによる種の諦観へと容易に結びつくのである。少なくとも第三共和政前期において、決闘廃止法案が成立せず、そもそも議会で本格的に審議されなかった理由は、おそらくここにあるのではないだろうか。

以上が決闘廃止法案をめぐる下院における議論の中心点であるが、最後に当時の名誉に対する考えをうかがわせるとされる言を紹介しておきたい。フレベル法案に対する第24議員発議法案検討

表③ 委員会の構成

| | 保守派 | 穩健共和派 | 急進派 | 社会主義派 | ブーランジェ派 |
|-----------------------|-----|-------|-----|-------|---------|
| 第24議員発議法案検討委員会(1888年) | 4 | 13 | 5 | 0 | 0 |
| 第1議員発議法案検討委員会(1890年) | 2 | 9 | 8 | 2 | 1 |
| 第12議員発議法案検討委員会(1895年) | 4 | 12 | 5 | 0 | 0 |
| 第2議員発議法案検討委員会(1906年) | 4 | 6 | 11 | 1 | 0 |

表④ 下院における投票行動

| | 保守派 | 穩健共和派 | 急進派 | 社会主義派 | ブーランジェ派 | 不明 | 合計 |
|----|-----|-------|-----|-------|---------|----|-----|
| 賛成 | 17 | 113 | 50 | 3 | 15 | 3 | 201 |
| 反対 | 103 | 77 | 44 | 12 | 11 | 4 | 251 |
| 棄権 | 15 | 18 | 2 | 0 | 1 | 0 | 36 |
| 休会 | 17 | 40 | 20 | 1 | 3 | 2 | 83 |

委員会報告には次のようにある。「名誉とは損害賠償の種ではなく、侮辱した者に課される軽罪は侮辱を晴らすわけではないため、侮辱のなかには裁判所の管轄にはできないものもあると思われる。そのため、決闘を取り締まる法の有効性を信頼するのはむずかしいようにみえる」⁽³⁰⁾。ここからは、決闘廃止法案が求めるところのひとつであり、おそらくわれわれにとってなじみのある、傷つけられた名誉を損害賠償で償うことに対して疑念が呈されていることがわかる。こうした考えがどこまで一般的であるかはこれらの史料からは明らかにできないが、決闘が根強く続けられていたことを理解するには重要な点であろう。

最後に、こうした議論にみられる党派性について確認しておきたい。ただし、上述のとおり、決闘廃止法案のほとんどは本会議で議論されることなく廃案となっているため、分析の素材が非常にかぎられる。また、法案に対する委員会の姿勢や委員会報告の結論に対する本会議での投票は、必ずしも決闘そのものへの態度と一致するとはかぎらない。こうした不十分さを認識したうえで、ここではおよその輪郭をとらえてみたい。

まず法案提出者4名の党派性から確認したい。しかし、これについては、フレベルとルミールが保守派、ゴトレが穩健共和派、クリュズレが社会主義派というようにばらつきがあり、あまりに母数が少なく、ここに何らかの党派性を見出すことはむずかしい。

次に、委員会の政治的構成を確認しよう。決闘廃止法案について報告を提出した委員会はずべてで四つある(表③)。表のうち上三つが否定的、一番下が好意的な委員会となるが、さほど大きな違いはみられないように思われる。好意的な委員会は、穩健共和派から急進派へと中心が移行したことにその姿勢の理由を求められるかもしれないが、いずれにせよ、ここではそれ以上の特徴を見出すことはできない。

では最後に、下院議員全体での党派的傾向を確認すべく、1889年と1892年に提出されたクリュズレ法案に対する委員会報告をめぐる投票行動を確認しておく(表④)。ここに示される「賛成」や「反対」などは決闘廃止法案に対する委員会報告の結論に対するものであることには注意したい。つまり、「賛成」は決闘廃止法案に反対の姿勢を示し、「反対」は法案に賛成の姿勢

を指す。それにしたがえば、まず明確に指摘できることとして、保守派は多くが決闘に否定的であることだろう。もっとも決闘に親和的であるようにみえるのは穏健共和派であり、そこから左に行くにつれ、決闘に否定的な議員が増えていく（ブーランジェ派は保守派から急進派・社会主義派にいたる反穏健共和政の姿勢をもつ者たちの集まりであるため、考察からは除外する）。これと照らしあわせると、先ほど確認した好意的な委員会は、たしかに穏健共和派から急進派へと中心が移ったことがその姿勢の理由になりそうではある。ただ、これ以上の分析はむずかしく、おそらく決闘に対する姿勢に過度な政治的傾向を見出すべきではないことを確認しておいた方がよいだろう。世代や議員の社会層なども含めて総合的に分析する必要があるだろうが、これについては他日を期したい。

第3章 第三共和政前期における議員による決闘 ——ジョルジュ・クレマンソーの事例から——

本稿ではこれまで、第三共和政前期における決闘を概観し、当時の議員たちが決闘をどのようにみていたのかを法制度に関する議論から整理してきた。最後に本章では、第三共和政前期に実際に行われた（行われそうになった）決闘の事例を紹介することで、その具体的な姿を描きたい。焦点をあてるのは、当時の著名な政治家で、政治人生を通じて多くの決闘を経験したクレマンソーである。

クレマンソーについては非常に著名であるために、屋上屋を架すことになるだろうが、ここで簡単に紹介しておきたい⁽³¹⁾。1841年にフランス西部のヴァンデ県で生誕した彼は、コレージュを卒業したあと、ナントで医学を学びはじめ、パリへと移ることになる。第三共和政の成立とともにパリ市政へと参画することでその政治生活をはじめている。1871年2月の国民議会議員総選挙にはセーヌ県から出馬し、当選を果たすも、翌3月末にはその職を辞した。その後、1871年に設置されたパリ市議会に議席をえる。1876年からはふたたびセーヌ県選出の下院議員となった。1885年からは選挙区をヴァール県に移すものの、1893年に下院から退くこととなる。1902年、上院に選出されることで国政に復帰、その職から退く1920年までのあいだに二度首相を務めている（1906-1909年、1917-1920年）。

彼の経歴において、本稿との関連で重要なのはジャーナリズム活動である。1880年には自身で『ラ・ジュスティス』紙を創刊し、その主席編集者に急進派のカミュー・ペルタンを迎えている。このころから、徐々にオポルチュニスト（穏健共和派）へと近づいていくレオン・ガンベッタから離れ、極左派（急進派）の領袖となった。

このように、クレマンソーは著名な政治家であると同時に、広く知られたジャーナリストでもあった。彼の決闘の多さはここに起因するといえるだろう。著名なものとしては、本稿ではあつかわないが、愛国者同盟率いる右翼ナショナリストであるポール・デルレードとの決闘

(1892年12月)や反ドレフュス派の作家エドゥアール・ドリユモンとの決闘(1898年2月)がある。本稿が対象とする1880年代においても、『決闘年鑑』によれば、4回の決闘(2回の決闘未遂を含む)に従事し、また11回の決闘で立会人を務めている⁽³²⁾。このように、直接・間接に多くの決闘とかかわった政治家であり、議員による決闘の姿を明らかにするうえで好適な対象である。以下では、1880年代の4回の決闘の事例を詳細に整理・紹介したい。

第1節 下院議員同士の決闘未遂——下院における議論と決闘——

1886年2月、クレマンソーは下院議員アルベール・デュシェーヌとあわや決闘かというところまで対立する。デュシェーヌは、1885年にセーヌ県の北に位置するオワーズ県の保守派名簿から当選を果たした下院議員である。ここから明らかなように、政治的傾向は保守派、おそらくボナパルト派と思われる人物であり、急進派の領袖であったクレマンソーとは政治的意見を異にしていた⁽³³⁾。

ことの発端は2月11日の下院本会議で的一幕であった。この日、急進派議員エミール・バスリが、前月に発生したドゥカーズヴィルの鉱山労働者による労働争議について政府への質問を行った⁽³⁴⁾。この質問をきっかけとした議論のなかで、保守派(おそらくボナパルト派)である議員エドガール・ラウル＝デュヴァルが演説しているが、そのさなかに、右派議員の数人がクレマンソーに対して登壇を求めた。議事録も新聞もその理由については明らかにしないが、彼がかつて下院内の工業・農業労働者の状況を調査する委員会の報告者であったことが背景にあると思われる⁽³⁵⁾。しかし、クレマンソーはこの要求に対して登壇しないそぶりをみせた。すると、議会の右、すなわち保守派側から「こわいのか!」という挑発的な叫びが発せられたのである。野次ともとれるこの発言に対して、クレマンソーは「言ったのは誰だ!」と叫ぶも、発言者はあらわれなかった。彼は「言ったのに嘘をついたのは誰だ!」と続けざまに叫んだ。そこで起立して「[叫んだのは]私だ」と発言したのが件の議員デュシェーヌであった。クレマンソーは「嘘をついていたな!」と変わらず激昂し、彼を非難するにいたったのである⁽³⁶⁾。

以上が二人の下院議員によるいさかいである。急進派のクレマンソーと保守派のデュシェーヌのあいだで半ば野次が飛ばされたが、それをクレマンソーが侮辱されたと感じたことで事態は決闘へと進んでいくこととなったのである。

続きをみてみよう。二人のいさかいはすぐさま立会人の選定へと移っていった。デュシェーヌは、ボナパルト派のポール・ドゥ・カサニャックと、自身と同じくオワーズ県から選出されたおそらくボナパルト派と思われるレオン・シュヴローという議員を、クレマンソーは急進派で彼と親しいジャン＝マリ・ラボルデルと、同じく急進派のジョルジュ・ペランをそれぞれ立会人とした。クレマンソー側の立会人は以降の事例でもたびたび登場する人物である。さて、この4名は接触をはかり、協議をはじめたが、そこにときの首相フロケが口をはさむことにな

る。彼は、この問題の解決と両者の和解のために介入したい旨を立会人たちに申し出た。これに立会人たちも同意し、それぞれクレマンソーとデュシェーヌにフロケの申し出を伝え、両者も同意し、この件は首相によってあずかれることとなった。フロケは、同日の夜に双方の関係者たちと接触し、その結果、両陣営ともに発言を撤回するにいたった。事実として新聞で報じられたのはここまでで、同じ記事によれば、翌12日4時にフロケと4名の立会人が集合し、事の顛末が説明される予定であるとされている⁽³⁷⁾。こうして、首相の介入によって、二人の下院議員による決闘は回避されたのである。



図① 『ル・トリブレ』紙による風刺画

出典：Le Triboulet, 26 septembre 1886.

第2節 ジャーナリストとの決闘未遂——ジャーナリズムと決闘(1)——

それからおよそ半年後、クレマンソーはふたたびあわや決闘という状況にいたる。相手はフランス系アメリカ人ジャーナリストであるジャム・アルダン＝イケ（ジェームズ・ハーデン＝ヒッキー）である。彼は、陸軍学校を卒業後、反共和主義を掲げる王党派の風刺週刊誌『ル・トリブレ』紙を創刊した人物である（トリブレ Triboulet とは、中世から近世に移るころの宮廷道化師ニコラ・フェリアルニコラ・フェリアルの通称であり、王党派系で風刺画を掲載する本誌の性格をよく示す）⁽³⁸⁾。

さて、9月26日付のこの『ル・トリブレ』紙にとある風刺画が掲載された（図①）。陸軍兵士が直方体様のものを背負っており、そのうゑに寝転んだ男性が「1杯のワイン pot de vin」と書かれた壺からワインを飲んでいる。そして、この絵の下には「この兵士たちがクレマンソー氏と同じようにこの柔らかな sommier に満足できれば、みなブーランジェの新しい改革を気に入るだろうに」という一文がくわえられている（sommier については後述）。この「1杯のワイン」とは「賄賂」を示す慣用句であり、上記の文によればそれを受け取っているのがクレマンソーということになる。そして、同じ文に「ブーランジェの新しい改革」とあるが、ブーランジェによる陸軍改革に兵営生活の改善が含まれていたことと先ほどの「賄賂」という言をあわせて考えると、sommier という単語はおそらく「帳簿」と「ベッド（マットレス）」をか

けたものと思われる⁽³⁹⁾。つまり、陸軍改革のなかで、クレマンソーが賄賂をうけとっていたということを示す風刺画であった。対するクレマンソーは『ラ・ジュスティス』紙（9月30日付）に短評を掲載して応答した。「あらゆるものを汚すことを生業としているある下劣な新聞がとある版面を掲載しているが、それは、私が軍のベッド sommier の契約において賄賂 pot de vin をうけとったということを示すのでなければ理解できないものであった。〔…〕私に関しては、件の寝具について検討したことは決してない。それについて誰も私に話さなかったし、私も誰にも話したことはない。その卑しい讒言の証拠として推定のうわべだけを持ち出すほどに厚顔にも嘘をつくこのろくでなしに私は立ち向かう〔傍点部は原文イタリック〕」⁽⁴⁰⁾。

これが二人による最初の応酬である。アルダン＝イケがクレマンソーの「賄賂」を摘発したのに対し、クレマンソーが攻撃的な記事で応じたのである。われわれの目にはアルダン＝イケが先にしかけたように映るが、侮辱をうけたと主張したのはその彼であった。侮辱と感じた彼は、同日、クレマンソーに次の手紙を送付している。「今朝の『ラ・ジュスティス』紙に掲載された短評をうけて、明日金曜日の夕方5時から6時に私の友人であるガストン・ジョリヴェ氏とエドゥアール・グランプロ氏があなたのもとを訪れることをお知らせする。もしこの時刻が都合が悪い場合、ご面倒だが、クリシー通り〔パリ市内の通り〕44番地のジョリヴェ氏まで、彼らを迎えるのに、あるいはあなたの友人2名と接触させるのに都合のよい時間を知らせていただきたい」⁽⁴¹⁾。立会人とされたジョリヴェは『ル・トリブレ』紙で活動するジャーナリスト（父はオルレアン派の元国会議員）⁽⁴²⁾、グランプロもまた保守派系のジャーナリストである⁽⁴³⁾。つまり、活動的にも政治的にも依頼人に近い人物であった。この二人は、翌1日にクレマンソーのもとを訪問したが⁽⁴⁴⁾、そこでどのようなやりとりが交わされたかは立会人が公表した手紙から明らかとなる。それによれば、彼らはクレマンソーのもとを訪ね、「武器による償い」、すなわち決闘を要求した。しかし、クレマンソーはそれを拒否し、「もし決闘が私たちのこの係争中の問題を解決するのであれば、私だって彼に立会人を送っているだろう。これは、立会で償えるような一般的な侮辱が問題になっているのではない」としたうえで、侮辱したのはアルダン＝イケであるため、彼が自分に決闘を申し込むのはおかしいとする旨の手紙を立会人たちに渡したという。立会人たちは、これで自らの使命が終わったと判断したとして、その記録を締めくくっている⁽⁴⁵⁾。この後、納得できないアルダン＝イケは、再度立会人を通じてクレマンソーと決闘しようとするが、結局それは回避されて終わる⁽⁴⁶⁾。とある新聞が報じたように「なり損ねた決闘」であったといえるだろう⁽⁴⁷⁾。

第3節 ジャーナリストとの決闘——ジャーナリズムと決闘（2）——

これまで紹介した事例はいずれも決闘未遂といえるものであった。それに対して、1887年6月、クレマンソーは、穏健共和派系の『ル・ナショナル』紙編集者であるポール・フシェと決

闘した。フシェはヴィクトル・ユゴの甥で、父ポール＝アンリも同紙に寄稿するジャーナリストであった人物である⁽⁴⁸⁾。

6月9日付の『ル・ナショナル』紙にフシェによるある記事が掲載された。クレマンソー率いる急進派を「冷やかしの好んでいる」としたうえで、次のように批判していた。「『ラ・ジュスティス』紙はいつもわれわれを笑わせてくれる。内閣を追い立てる暇があれば、次のことを自問した方がよいだろうに。すなわち、クレマンソー氏自身が自らをカデ通りのプログラムの支持者であると明言したこと、そして、このプログラムには、非常識と並んで、革命的集産主義プログラムの条項の大部分が含まれていることを」⁽⁴⁹⁾。これに対して、『ラ・ジュスティス』紙はすぐさま「もしフシェ氏がカデ通りのプログラムを読もうとしさえすれば、その最初に記された言葉すら自分が知らないことにすぐに気づくだろうに」と反論した⁽⁵⁰⁾。この記事には「P・D」の署名があるが、これは同紙の編集者ポール・ドゥギを指す。この記事をうけて、フシェもまた『ル・ナショナル』紙に「もしこうした愚かにも不快な文章が、政府派の共和国の大義にとって重要な事実と有用な真実を思い起こさせることがなかったならば、P・Dの署名で『ラ・ジュスティス』紙に掲載されたきわめて無礼な困み記事も黙って見過ごすことができただろうに」としたためた⁽⁵¹⁾。

以上の応酬については説明が必要であろう。まず、フシェによる一つ目の記事で言及された「カデ通りのプログラム」とは、別の新聞によれば、1885年の下院議員総選挙ののちに、パリ市内のカデ通りの集会で急進派に属する下院議員たちによって作成されたプログラムを指す⁽⁵²⁾。つまり、フシェによる批判は、急進派であるクレマンソーたちが、実はさらに左に位置する「革命的集産主義」者であることを指摘するものであった。それに対して、ドゥギがフシェはプログラムを読んでいないと皮肉るが、フシェは上述した自らの指摘を自身が支持する「政府派の共和国の大義にとって重要な事実と有用な真実」であると主張したのである。これをドゥギは侮辱と受けとり、ペラン（上述）とミルランなる人物（おそらく当時『ラ・ジュスティス』紙の編集者であったのちの首相・大統領アレクサンドル・ミルラン）を立会人として、フシェに対して発言の撤回あるいは「武器による償い」を要求するよう彼らに依頼した。ペランとミルランは、すぐさまフシェの立会人アンドレ・トレイユとフェルディナン・デュバイユ（記事を執筆していることから双方とも『ル・ナショナル』紙の編集者と思われる）と接触した⁽⁵³⁾。

さて、ここまではドゥギとフシェのいさかいであったが、立会人同士の協議の場であるとあることが判明し、事態は大きく動いていく。それは6月10日付のクレマンソーからフシェへの手紙に記されていた。「私の共同執筆者であり友人のポール・ドゥギ氏は、個人的にあなたに侮辱されたとして、立会人をあなたのもつとに送ることに決めた。この決意に反対する権利は私にはないが、あなたが返答した記事の執筆者が私であることを知らせずに、このもめごとが進む

ままにしておくことはできない」⁽⁵⁴⁾。つまり、先の「P・D」と署名された記事の本当の執筆者はクレマンソーであったというのである。これが事実であるのか、事実であるとすれば、なぜクレマンソーは「P・D」の署名でこの記事を記したのか、詳細については明らかでない。ともかく、これを知った両者の立会人たちは、ドゥギが蚊帳の外であることを確認し、両者の立会は必要ないと判断した⁽⁵⁵⁾。

こうして、事態はクレマンソーとフシェの決闘に向かう。クレマンソーはペランとラボルデルを立会人とし、彼らをフシェの立会人に接触させた。11日にこの4名が協議したが、一致して立会が不可避であるという結論にいたった。立会人たちは協議を続け、号令とともに30歩離れたところからピストルで1発ずつ打ちあうことを決闘の条件とした⁽⁵⁶⁾。

翌12日の10時、クレマンソーとフシェは、パリ近郊と思われるシャティヨン台地で立ち会った。先の条件にしたがって、両者が1発ずつ銃弾を打ちあったが、いずれも相手に被弾することなく負傷者を出すにはいたらなかった。そして、両者が握手を交わして決闘は終えられたという⁽⁵⁷⁾。

第4節 元下院議員との決闘——選挙と決闘——

1880年代の四つ目にして最後の決闘として、クレマンソーは1888年12月に、ヴァール県選出の元下院議員オーギュスト・モレルと決闘している。1881年にはじめて下院に選出された急進派の人物で、クレマンソーと同じ県を選挙区とする同僚議員であった。しかしモレルは、1888年10月に「家族の都合」からこの職を辞している⁽⁵⁸⁾。二人の決闘は、その議席を埋める補欠選挙をめぐる展開される。

1888年11月、件の補欠選挙の第2回投票での戦略について、クレマンソーとモレルは下院で議論した。その結果、対立する保守派候補が立候補した場合、県の共和派有権者たちには社会主義派候補クリュズレ（上述の決闘廃止法案を提出した人物で、第1回投票でトップに立っていた）に投票させ、敵対候補が不在の場合、投票を棄権させるという方向で両者は意見の一致をみた。そして、この命令を地元へ伝えるべく、二人は電報を送付することを決定した。電報はモレルによって作成されたが、その際、元下院議員であるために公式の立場がないと考えた彼は、電報にクレマンソーの名を署名したようである。さて、作成した電報を投函しようと下院を後にしたとき、クレマンソーは「あなたはもはや下院議員でないから、ブルゴーニュ通り〔下院の南にある通り〕の郵便局まで行かなければならない。私に電報を預けなさい。〔下院内の〕会議室から投函しよう」とモレルに言った。モレルはクレマンソーに電報を託したが、クレマンソーは電報の中身を確認しなかったため、自分の署名がなされていると知らずにこれを投函した⁽⁵⁹⁾。これがいさかいを呼ぶことになる。

後日、許可なく自分の氏名が署名されたことを知ったクレマンソーは激怒し、件の電報は偽

造であると主張した⁽⁶⁰⁾。対するモレルも「あなたは、もれなく自身で二度も承認したのちに最終的にご自身で投函したセーヌ〔ヴァール県のコミューン〕市長あての11月20日の電報について、〔…〕〔私を〕偽造者、うそつきあつかいした。〔…〕したがって、あなたは私に対して償いの義務があると考え」として、決闘を仄めかした。しかし、モレルは次のようにも続ける。「しかしまた、それを要求するまえに、公衆がわたしたちのどちらが嘘をつき、偽造者あるいは誹謗家であるかを知ってもらうために、事の真相が十分に明らかにされる方が私にとって望ましい。よって、すぐさま3名の共和派からなる名誉陪審団にあなたの言い分と私の言い分をふすことを求めたい」。この提案に対してクレマンソーは「すべてはあなたの望むままに」とだけ返答したことで、共和派からなる「名誉陪審団」が立てられることとなった⁽⁶¹⁾。

これが二人の対立することになった契機である。しかし、クレマンソーは本当に自分の名を署名されただけでこまでの反応を示したのだろうか。史料からはほかの理由が浮かびあがってくるように思われる。たとえば、『ラ・ジュスティス』紙上でクレマンソーは次のようにモレルを非難している。「何はともあれ、ヴァール県の選挙におけるモレル氏の態度は、私には理解できないように映った。彼はクリュズレ氏の当選のために出資したかと思えば、ファーブル氏に立候補するよう勧め、リュク〔モレルが土地を所有するコミューン〕の友人たちにクリュズレ氏に投票するよう勧めたかと思えば、私に言っていたが、一瞬彼らにロシュフォールに投票させようと考えたという。〔…〕ついには、赤旗に対抗するために、第1回投票のあとに、彼が25フランを出資していたクランツの立候補を私に提案してきたのである」⁽⁶²⁾。ここには複数の候補者と思しき人物の名があげられている。まず「クリュズレ氏」は、すでに述べた社会主義派の候補者であった。次に「ファーブル氏」とあるが、これはこの補選に立候補していた共和派の候補者で上記した「セーヌ市長」のサチュルナン・ファーブルを指す。敬称のふされていない「ロシュフォール」もまた候補者であり、ブーランジェ派のアンリ・ロシュフォールのことである。最後の「クランツ」については史料からは不明である⁽⁶³⁾。つまり、クレマンソーによれば、モレルは政治的傾向がはっきりとしないような行動を選挙中にとっていたのである。しかも、この補選でクレマンソー率いる急進派はフルー（名不詳）なる候補者を擁立していたが、その名はここにはあらわれていない。こうしたモレルの姿勢をもって、クレマンソーは「理解できない」と述べているのである。ここからは、どうやら対立の本質が、モレルが勝手にクレマンソーの名を騙ったことよりもむしろ、モレルに対するクレマンソーの政治的不信感にあったようにうかがわれる。

こうした見方は、実際にモレルの政治的立場が徐々に変化していたと思われることから裏づけられる。本節の冒頭ではモレルを急進派議員として紹介したが、同時代に編まれた『議員事典』によれば、1885年の当選以降、彼は穏健共和派に接近していったという⁽⁶⁴⁾。これを補強するような史料も散見される。上記のとおり、件の補選はモレルが「家族の都合」で下院議

員職を辞したことによるものであったが、ある新聞は、モレルは穩健共和派政府から植民地総督の地位を約束されたために下院議員職を辞したと報じている⁽⁶⁵⁾。モレルはこれを否定しているが⁽⁶⁶⁾、少なくとも当時においてそのような人物であるという認識があったとはいえよう。クレマンソーとの対立の原因もここに求められる。

さて、話を決闘に戻そう。数日後の12日、「名誉陪審団」が形成された。モレルの言では3名となっていたが、実際には双方から2名ずつが指名され、意見がわかれた場合のために5人目の仲裁者が選ばれることとなった。クレマンソー側からは、セヌ県選出の急進派下院議員アナートル・ドゥ・ラ・フォルジュとすでに言及したラボルデールが、モレル側からはドゥ・モルティレなる人物（おそらく急進派下院議員ルイ・ドゥ・モルティレ）と急進派下院議員アルマン・リヴィエールが指名され、5人目には共和派上院議員ヴィクトル・シェルシェが選ばれた。彼らが協議した結果⁽⁶⁷⁾、「[...] このいさかいは一連の誤解によるものでしかなく、モレル氏とクレマンソー氏の誠意も申し分のない名声も傷つけるものではない。したがって、末尾に署名した者〔名誉陪審団の面々〕は、一致してこのもめごとがここで終わること」を宣言した⁽⁶⁸⁾。

しかし、それは状況を好転させはしなかった。モレルはこの結論に納得せず、ロット県選出の下院議員オーギュスト・デュフル（おそらくボナパルト派）と当時『ル・ペイ』紙編集長で元下院議員のロベール・ミッチェル（ボナパルト派）を立会人とした⁽⁶⁹⁾。ここでは、上述したモレルの「転向」に関連して、立会人がもはや共和派ではなくボナパルト派の人物になっていることが注目される。対するクレマンソーもまたペランとシェルシェを立会人に指名し、モレルの立会人と接触することを求めた。4名は13日に夜通して協議したが、話し合いにならなかったようで、双方がドゥフィ將軍なる人物（おそらく穩健共和派上院議員で軍人のアルマン・ドゥフィ）に仲裁を依頼し、彼もその頼みを快諾した。しかし、それを知らされたクレマンソーは、仲裁を断り、モレル側の自由に任せることを手紙で伝えた。これによって立会は不可避となった⁽⁷⁰⁾。立会の条件は、侮辱された側であるモレルに委ねられ、闘技用の剣を用い、身体的接触は禁止され、傷に応じた医師の判断でいずれかが不利と判断された場合に決闘は終了するものと決められた⁽⁷¹⁾。

決闘は14日の3時半にパリ近郊のクレマンソーの知人の所有地で行われた。クレマンソーは、パリからここまで上記の2名の立会人と医師トゥリヨン（名不詳）とともにランドー型馬車で訪れた。決闘は「はじめ！」の号令ではじまり、それとともにクレマンソーが激しく攻撃をくわえた。モレルも、崩されながらも絶えず剣を目の高さにもち、ときおり反撃した。クレマンソーは激しく興奮している一方、モレルは落ち着いているようにみえたと立会人は語っている。こうした戦いが数分間続いたのちに、しばし休戦となった。再開後、クレマンソーはふたたび相手に向かって突進していった。しかし、攻防が激しくなったところで立会人たちが戦いを止

めた。医師がクレマンソーの負傷に気づいたようで、剣が右わきの下から肋骨まで貫通していた。実際に、血のしずくが少しずつあらわれはじめていたが、クレマンソーは戦いの激しさのなかで痛みを感じていなかったようである。この傷はクレマンソーを不利にするものと宣言され、立会人が決闘を終わらせることとなった。負傷したクレマンソーをまえに、モレルは挨拶をし、立会人たちと去っていったとして、記録は終わられている⁽⁷²⁾。

おわりに

本稿では、第三共和政前期、とくに1880年代に焦点をあてて、議員による決闘について論じてきた。最後にその小括を行っておきたい。

まず第1章では、1880年代の10年間になされた決闘の事例を収集した『決闘年鑑』をもとに、当時の決闘が誰によってどのように行われたかを概観した。第三共和政前期の決闘のひとつの大きな特徴は、ジャーナリストや政治家によるそれが（少なくとも絶対的にみて）多いことであろう。近代的な政党組織が未発達であった当時は、議員の多くがジャーナリズム活動に多かれ少なかれ従事していたために、この両者は重なりあう。つまり、議会政治の主体と決闘のそれとがある程度重なるような状況がそこにあらわれていたといえる。

このように、第三共和政前期には、議員やそれに近いと思われるジャーナリストたちによる決闘が多く行われていたが、それでは、当時の議員たちは決闘をどのようにみていたのだろうか。この点について、下院での決闘廃止法案をめぐる議論をあつかったのが第2章であった。当時の下院では、全体として決闘にあまり大きな関心が向けられなかったといえる。その背景には、そもそも決闘がなくならない状況は法制度の不足によるものではなく、それを司法が実際の事例に適用するかどうかであると認識され、立法者である議員たちにはなす術がないと理解されていたことがあるといえよう。また、第1章で確認されたように、そもそも政界と決闘がある程度卑近なものとなっている当時には、その制限はむずかしかったとも理解できる。それゆえに、結局のところ立法者たちが予測したように、決闘は法制度の面からではなく慣習の面で自然と廃れるのを待つよりほかなかったのである。

最後に第3章では、その政治生活において多くの決闘を行ったことで知られるクレマンソーに焦点をあて、1880年代になされた彼による四つの決闘を事例に、第三共和政前期の議員による決闘がどのようなものであったかを描いてきた。そこからは、次の重要な点が浮かびあがってくるように思われる。すなわち、ここで紹介した決闘のいずれもが議会政治と不可分に結びついているということである。デュシェーヌとのいさかいは下院での野次をきっかけとしたし、アルダン＝イケとの対立は、彼がクレマンソーを政治的に批判した（皮肉った）ことから始まっている。フシェとの決闘も新聞紙上での政治的批判に端を発し、モレルとの決闘にいたっては、両者の政治的関係が直接に影響している。これらの事例からは、議員たちの名誉

と議会政治の利害（たとえば党派的利害など）は、理論上は別次元にあるはずであるが、実際には完全に分ちがたいことがわかる。むしろ、議員による決闘は、仮にもっとも外縁に位置するとしても、議会政治から地続きのものとしてとらえることができるように思われる（もちろん、すべての議員による決闘がそうであるとはいえないだろう）。

第三共和政前期における議員による決闘は、ある種の皮肉を示しているように思われる。すなわち、1880年代初頭に保障された「言論の自由」によって、第三共和政はペンと弁論の時代となった。しかし、それがゆえに、剣やピストルで名誉をかけて闘うことになるのである。こうした皮肉、すなわち、言論の府を舞台とし、「雄弁さ」が武器となる議会政治と、言論ではなく武器によって名誉を回復しようとする決闘という、一見すると矛盾するかのように見える二つの「合意」が交わるところからは、第三共和政期の議会政治の特質が浮かびあがってくるのではないだろうか。

注

- (1) 第三共和政初期の政治的展開については、以下を参照。Jean-Marie MAYEUR, *La vie politique sous la Troisième République : 1870-1940*, Seuil, Paris, 1984, pp. 13-72 ; Jérôme GREVY, *La République des opportunistes, 1870-1885*, Perrin, Paris, 1998, pp. 9-62.
- (2) Jean GARRIGUES (dir.), *Histoire du parlement de 1789 à nos jours*, Armand Colin, Paris, 2007, pp. 246-314.
- (3) 雄弁さに関しては、以下のような研究や史料集が発表されてきた。Nicolas ROUSSELLIER, « La pyramide de l'éloquence : société politique et délibération sous la III^e République », in : Serge BERSTEIN et Pierre MILZA (dir.), *Axes et méthodes de l'histoire politique*, Presses universitaires de France, Paris, 1998, pp. 291-302 ; Nicolas ROUSSELLIER, *Le parlement de l'éloquence : la souveraineté de la délibération au lendemain de la Grande guerre*, Les Presses de Sciences Po, Paris, 1999 ; Fabrice D'ALMEIDA (dir.), *L'éloquence politique en France et en Italie de 1870 à nos jours*, École française de Rome, Rome, 2001 ; Jean-Marc GUISLIN, « L'éloquence parlementaire aux débuts de la III^e République », *Parlement[s], Revue d'histoire politique*, 3, 2005, pp. 39-60 ; Jean GARRIGUES (dir.), *Les grands discours parlementaires : de Mirabeau à nos jours*, Armand Colin, Paris, 2017.
- (4) François GUILLET, *La mort en face : histoire du duel de la révolution à nos jours*, Aubier, Paris, 2008.
- (5) Claude BÉLANGER et al. (dir.), *Histoire générale de la presse française*, t. 3, Presses universitaires de France, Paris, 1972, pp. 252-254.
- (6) 浜本隆志, 菅野瑞治也『決闘のヨーロッパ史』河出書房新社, 2021年。同書は欧米圏全体を叙述の対象としているが、やはりその力点はドイツ（ドイツ語圏）におかれている。
- (7) Jean-Noël JEANNENEY, *Le duel : une passion française (1789-1914)*, Éditions du Seuil, Paris, 2004 ; François GUILLET, « L'honneur en partage : Le duel et les classes bourgeoises en France au XIX^e siècle », *Revue d'histoire du XIX^e siècle*, 34, 2007, pp. 55-70 ; GUILLET, *op. cit.* ; Alain BERBOUCHE, « Duel : La preuve et la réparation par les armes. Le droit et l'usage du combat singulier en France du VI^e au XIX^e siècle », *Revue historique de droit français et étranger*, 87-4, 2009, pp. 571-597. なお, フランソワ・ギエには、次の邦訳された論文もある。フランソワ・ギエ（和田光昌訳）「決闘、そして男らしさの名誉を守ること」アラン・コルバンほか監修（寺田光徳ほか訳）『男らしさの歴史』2, 藤原書店, 2017年, 115-166頁。本国フランスでの研究と比較すれば、英語による成果は意外に多い。Arno J. MAYER, *The*

- Persistence of the Old Regime : Europe to the Great War*, Croom Helm, London, 1981 ; Robert A. NYE, "Fencing, the Duel and Republican Manhood in the Third Republic", *Journal of Contemporary History*, 25-2, 1990, pp. 365-384 ; id., *Masculinity and Male Codes of Honor in Modern France*, Oxford University Press, New York, 1993 ; William M. REDDY, *The Invisible Code : Honor and Sentiment in Postrevolutionary France, 1814-1848*, University of California Press, Berkeley, 1997. また、ジャーナリストであるマルタン・モネスティエによる著作もある。マルタン・モネスティエ（大塚宏子訳）『図説決闘全書』原書房，1999年。Martin MONESTIER, *Duels : Histoires, techniques et bizarreries du combat singulier des origines à nos jours*, Cherche Midi, Paris, 2005.
- (8) たとえば、以下を参照。Jean-Baptiste DUROSELLE, *Clemenceau*, Fayard, Paris, 1988.
- (9) 決闘の説明に関しては、以下を参照。GUILLET, *op. cit.* ; JEANNENEY, *op. cit.*
- (10) 決闘の歴史に関しては、以下を参照。GUILLET, *op. cit.* ; JEANNENEY, *op. cit.*
- (11) 決闘で殺害された元王宮衛兵の母が損害賠償を相手方に請求したラマルトニ訴訟において、その請求を棄却したボルドー第一審裁判所の決定を、破棄院が棄却したもの。破棄院は同年、ほかにもオルレアンおよびブルジュの裁判所による決闘者を訴追しないとする決定も棄却している。GUILLET, *op. cit.*, pp. 158-162.
- (12) 剣術と比較した際のピストルがもつこうした性格をふまえて、ギエはピストルの普及が「決闘の民主化」につながったとしている。GUILLET, *op. cit.*, p. 33.
- (13) 近代ヨーロッパにおける旧体制の残滓を検討したアルノー・メイヤーの研究では、そのひとつとして決闘があつかわれている。そのうち、フランスの決闘については、以下を参照。MAYER, *op. cit.*, pp. 102-109. こうした見方に対して、それ以降の研究の多くは、近代の決闘をその時代の特徴を示すものとしてあつかう傾向にある。
- (14) JEANNENEY, *op. cit.*, pp. 193-206.
- (15) モネスティエ, 前掲書, 427-457 頁。
- (16) Édouard DUJARDIN, *Annuaire du duel, 1880-1889*, Perrin, Paris, 1891.
- (17) たとえば、1882年の年末に開かれたパリ市議会では、市予算の審議中に、のちに下院議員にもなるカミーユ・ドレフュスが同僚議員に侮辱されたとして決闘を申し込んでいる。Le Courrier du soir, 1^{er} janvier 1883 ; La Justice, 3 janvier 1883 ; Le XIX^e siècle, 4 janvier 1883.
- (18) 以下の第3章第4節であつかう事例もこれに類するものであるが、ほかにも、1888年6月から7月にかけて、下院議員キュネオ・ドルナノが、シャラント県での補欠選挙をめぐる、地元のジャーナリストと候補者との三つ巴でいさかいを起こし、決闘寸前までいたっている。Le Gaulois, 1^{er} juillet 1888 ; L'Événement, 4 juillet 1888.
- (19) 以下であつかう議員の政治的傾向については、以下の『議員事典』と日刊紙 *Le Temps* を参照している。Adolphe ROBERT et Gaston COUGNY (dir.), *Dictionnaire des parlementaires français : comprenant tous les membres des assemblées françaises et tous les ministres français depuis le 1^{er} mai 1789 jusqu'au 1^{er} mai 1889*, 5 vols., Bourloton, Paris, 1889-1891 ; Jean JOLLY (dir.), *Dictionnaire des parlementaires français : notices biographiques sur les ministres, sénateurs et députés français de 1889 à 1940*, 8 vols., Presses universitaires de France, Paris, 1960-1962.
- (20) GUILLET, *op. cit.*, p. 128. なお、1922年に最後の決闘廃止法案が提出されて以降、もはや同種の法案は提出されなくなる。Ibid., p. 178.
- (21) 第三共和政期の官報 (*Journal officiel de la République française*) に収録される議事録 (*Débats parlementaires*) および議会文書 (*Documents parlementaires*) の索引をもとに調査した。なお、本稿では、下院議事録である *Journal officiel de la République française, Débats parlementaires, Chambre des députés* を *JO, Déb., Cha.*、下院議会文書である *Journal officiel de la République française, Documents parlementaires, Chambre des députés* を *JO, Doc., Cha.* と略記する。
- (22) *JO, Déb., Cha.*, 22 février 1888, pp. 498-512.

- (23) この決闘については、以下を参照。 *Le Parisien*, 13 juillet 1888 ; *Le Soleil*, 13 juillet 1888 ; *La Presse*, 14 juillet 1888.
- (24) *JO, Doc., Cha.*, session ordinaire de 1888, p. 1003.
- (25) *JO, Doc., Cha.*, session extraordinaire de 1889, p. 259.
- (26) *JO, Doc., Cha.*, session extraordinaire de 1889, p. 259.
- (27) *JO, Doc., Cha.*, session ordinaire de 1890, p. 384.
- (28) たとえば、1895年にルミール法案に対して否定的な結論を下した第12議員発議法案検討委員会も、こうした点を同法案が不要である理由としている。*JO, Doc., Cha.*, session ordinaire de 1895, p. 366.
- (29) *JO, Doc., Cha.*, session ordinaire de 1890, p. 384.
- (30) *JO, Doc., Cha.*, session extraordinaire de 1888, p. 593.
- (31) クレマンソーについては、以下を参照。ROBERT et COUGNY, *op. cit.*, t. 2, pp. 126-130 ; JOLLY, *op. cit.*, t. 3, pp. 1064-1070. ; DUROSELLE, *op. cit.*
- (32) DUJARDIN, *op. cit.*, pp. 5, 9-10, 20, 22-23, 40, 125-126, 145-146, 162, 192, 193, 232, 244, 249, 257-258.
- (33) デュシェーヌについては、以下を参照。ROBERT et COUGNY, *op. cit.*, t. 2, p. 442 ; JOLLY, *op. cit.*, t. 4, p. 1518.
- (34) *JO, Déb., Cha.*, 12 février 1886, pp. 182-204. なお、以下であつかういさかいについては、議事録には記されていない。そのため、以下で注記するように新聞史料に依拠している。
- (35) *Feuilleton (Chambre des députés)*, N. 329, 1884, pp. 5-7.
- (36) *Le XIX^e Siècle*, 12 février 1886 ; *Le Matin*, 12 février 1886.
- (37) *Le Matin*, 12 février 1886.
- (38) アルダン＝イケおよび『ル・トリブレ』紙については、以下を参照。BÉLLANGER, *op. cit.*, t. 3, p. 322.
- (39) *Le Triboulet*, 26 septembre 1886.
- (40) *La Justice*, 30 septembre 1886.
- (41) *Le Courrier du soir*, 2 octobre 1886 ; *La Justice*, 2 octobre 1886.
- (42) ジョリヴェについては、以下を参照。Jules BALTEAU, Marius BARROUX et Michel PROVOST (dir.), *Dictionnaire de biographie française*, t. 18, Letouzey et Ané, Paris, 1989-1994, p. 731.
- (43) グランプロについては、以下のフランス国立図書館のデータベースを参照。 https://data.bnf.fr/fr/16964508/edouaed_grimblot/ (2022年9月22日最終閲覧)
- (44) *Le Courrier du soir*, 2 octobre 1886 ; *La Justice*, 2 octobre 1886.
- (45) *Le Courrier du soir*, 2 octobre 1886 ; *La Justice*, 2 octobre 1886.
- (46) *Le Courrier du soir*, 2 octobre 1886.
- (47) *Le Petit Caporal*, 3 octobre 1886.
- (48) フシェに関しては、以下を参照。BALTEAU, BARROUX et PROVOST, *op. cit.*, t. 14, p. 624.
- (49) *Le National*, 9 juin 1887.
- (50) *La Justice*, 9 juin 1887.
- (51) *Le National*, 11 juin 1887.
- (52) *Le Matin*, 12 juin 1887.
- (53) *La Justice*, 12 juin 1887 ; *Le XIX^e Siècle*, 12 juin 1887.
- (54) *La Justice*, 12 juin 1887 ; *Le XIX^e Siècle*, 12 juin 1887.
- (55) *La Justice*, 12 juin 1887 ; *Le XIX^e Siècle*, 12 juin 1887.
- (56) *Le Figaro*, 13 juin 1887.
- (57) *Le Figaro*, 13 juin 1887 ; *Le Nation*, 13 juin 1887.
- (58) モレルについては、以下を参照。ROBERT et COUGNY, *op. cit.*, t. 4, p. 321 ; JOLLY, *op. cit.*, t. 7, p. 2413.
- (59) *L'Événement*, 10 décembre 1888.
- (60) *L'Événement*, 10 décembre 1888.

- (61) *La Petite République*, 11 décembre 1888.
- (62) *La Justice*, 9 décembre 1888.
- (63) *Le Temps*, 27 novembre 1888.
- (64) ROBERT et COUGNY, *op. cit.*, t. 4, p. 321.
- (65) *L'Intransigeant*, 21 novembre 1888.
- (66) *L'Événement*, 30 novembre 1888.
- (67) *La Presse*, 12 décembre 1888.
- (68) *Le Petit Quotidien*, 13 décembre 1888.
- (69) *Le Siècle*, 15 décembre 1888.
- (70) *Le Siècle*, 15 décembre 1888.
- (71) *Le Siècle*, 15 décembre 1888.
- (72) *Le Gaulois*, 15 décembre 1888 ; *Le Siècle*, 15 décembre 1888.

Duel among Members of Parliament and Parliamentary Politics: With Special Reference to the French Third Republic (1870-1914)

TANIGUCHI Ryōsei

The time of the French Third Republic (1870-1914) is considered as the “Golden Age” of parliamentarism, and it was the time when “eloquence” played the major role. It was also the time when duels took place frequently between politicians and between journalists. This seemingly contradictory situation is quite noteworthy. The purpose of this paper is, then, to compile and introduce facts and examples of duels between members of the parliament in the early phase of the French Third Republic in order to advance a study on the French parliamentary politics at that time. The author also considers if his perspective from the duels between members of the parliament would be valid for analysis of the parliamentary politics.

Chapter One of this paper overviews who participated in duels and how at that time. The author confirms that the major aspect of the duels in the early phase of the French Third Republic was that the great majority of the duels were between politicians and journalists. These duels were frequently induced by matters related to the parliamentary politics.

Chapter Two clarifies how members of the parliament viewed duels based on debates in the Chamber of Deputies over the abolishment of duels. Some members considered duels “barbarian” as opposed to “civilized,” but such a view did not attract the attention of the majority of the members. To start with, the social and public view on duels would have to be changed in order to abolish the duels. Accordingly, the majority of the members of the parliament felt powerless and resigned themselves to their “powerlessness.”

Chapter Three describes the reality of duels between members of the parliament, with special reference to the duel of Georges Clemanceau. This example strongly suggests that what induced the duels were inseparable from the parliamentary politics. The duels discussed in this paper are indeed closely related to the parliamentary politics.

Keywords: Modern French history, French Third Republic, Parliamentary politics, Duel (Dueling)